

令和7年度 第17回人事委員会議事録

一 日 時 令和7年12月5日（金） 午前9時00分から9時20分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

| | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------------|---------|--|--|--|--|
| 1 人事委員 | 委 員 長 | 中 本 久美子 | | | | | | |
| | 委 員 | 細 田 耕 治 | | | | | | |
| 2 事務局職員 | 事 務 局 長 | 丸 山 真 治 | 次 長 兼 給 与 課 長 | 灘 尾 幸 三 | | | | |
| | 任 用 課 長 | 湯 ノ 口 修 | 係 長 | 淺 田 瑞 生 | | | | |
| | 係 長 | 河 崎 卓 哉 | 係 長 | 前 田 智 大 | | | | |
| | 主 事 | 玉 谷 航 祐 | 主 事 | 蓮 佛 藍 子 | | | | |
| | | | | | | | | |

※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

四 議 題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第2号 選考により採用する職に係る承認について（学芸員）

五 議 事

地方公務員法第11条第2項の規定に基づき、会議を開かなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるため、二人の委員により会議を開くこととした。

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

県議会から求められた条例案に対する意見について、以下のとおり回答する。

1 議案第14号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 条例の改正理由

人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告を踏まえ、一般職の職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ並びに関係する諸手当の改定等を行う。

(2) 改正の概要

ア 職員の給与に関する条例の一部改正

(ア) 民間給与との均衡を図るため、給料表を国の俸給表に準じたものとし、全職員の給与水準を引き上げる。（行政職で平均3.1%の引上げ）（人事委員会勧告どおりの改定）

(イ) 初任給調整手当について、次のとおり支給月額の上限を引き上げる。（人事委員会勧告どおりの改定）

①医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師 417,600円（現行 416,600円）

②医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員 52,100円（現行 51,600円）

(ウ) 期末手当及び勤勉手当の支給割合を年0.1月分引き上げる。(人事委員会勧告どおりの改定)

①令和7年12月期（一般職の場合）

| 区分 | 期末手当 | | 勤勉手当 | | 計 |
|-----|-------|--------|--------|--------|---------|
| | R7.6月 | R7.12月 | R7.6月 | R7.12月 | |
| 改正案 | 1.25月 | 1.275月 | 0.925月 | 1.000月 | 年 4.45月 |
| 現 行 | 1.25月 | 1.25月 | 0.925月 | 0.925月 | 年 4.35月 |

②令和8年度以降（一般職の場合）

| 区分 | 期末手当 | | 勤勉手当 | | 計 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| | R8.6月 | R8.12月 | R8.6月 | R8.12月 | |
| 改正案 | 1.2625月 | 1.2625月 | 0.9625月 | 0.9625月 | 年 4.45月 |
| 現 行 | 1.25月 | 1.25月 | 0.925月 | 0.925月 | 年 4.35月 |

(エ) (ウ) の改定に準じて、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を年0.1月分引き上げる。（年3.85月→3.95月）(人事委員会勧告どおりの改定)

(オ) 通勤手当について、交通用具使用者等で駐車場の利用に係る料金を負担する職員に対し、1月につき5,000円を超えない範囲内で当該料金を支給する。※国準拠
(現行 1月につき1,000円(交通用具使用者))(人事委員会勧告どおりの改定)

(カ) へき地学校に準ずる学校への採用に伴って住居を移転した職員に対して、新たにへき地手当を支給する。(人事委員会勧告どおりの改定)

(キ) 準特地公署への採用に伴って住居を移転した職員に対して、新たに特地勤務手当に準ずる手当を支給する。※国準拠 (人事委員会勧告どおりの改定)

(ク) 宿日直手当の勤務1回あたりの支給限度額を次のとおり引き上げる。※国準拠 (人事委員会勧告どおりの改定)

① 通常の宿日直 4,700円 (現行 4,400円)

② 医師又は歯科医師の宿日直 22,500円 (現行 21,000円)

③ 特殊な業務を主とする宿日直 7,700円 (現行 7,400円)

※特殊な業務における当直業務：警察署や児童相談所等

(ケ) 採用時の職が土木技師である職員等への初任給調整手当の支給期間及び退職手当の計算対象期間を令和13年3月31日までに延長する。(現行 令和8年3月31日まで)

イ 職員の退職手当に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例、任期付職員の採用等に関する条例、職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例及び特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例の一部改正 アの改定に準じて所要の改正を行う。(人事委員会勧告どおりの改定)

ウ 施行期日

(ア) 施行期日は、公布日とする。

(イ) ア(ア)、(イ)、(ウ)①、(エ)及び(カ)から(ク)は令和7年4月1日から、(ウ)②、(オ)及び(ケ)は令和8年4月1日から適用する。

(ウ) 所要の経過措置を講じる。

※土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正は意見照会の対象外。

(3) 条例案に対する当委員会の判断（案）

本委員会勧告に沿って、一般職の職員の給料表の改定等に伴う所要の改正を行うものであり、異議はない。

なお、採用時の職が土木技師である職員等への初任給調整手当の支給期間及び退職手当の加算対象期間を令和13年3月31日までに延長する措置は、社会資本の老朽化及び激甚化する自然災害への対策等の県土強靭(じん)化を集中的に推進する業務に従事する人材を確保するためのものであり、やむを得ないものと理解するが、人材確保が困難な他職種との公平性、さらには専門性の高い他職種全般との一定の公平性確保の観点から、当該措置の恒常化は大きな懸念を招来するものである。本措置があくまで臨時的、特例的なものであることに留意し、慎重に運用されるよう望むものである。

2 議案第15号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 条例の改正理由

- ア 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）の一部が改正され、教職調整額の額が引き上げられるとともに指導改善研修被認定者はその支給対象外とされたことに伴い、所要の改正を行う。
- イ 教育公務員特例法の一部が改正され、義務教育等教員特別手当が校務類型に応じて支給するものとされたことに伴い、多学年学級担当手当を廃止する等、所要の改正を行う。

(2) 改正の概要

ア 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

- (ア) 教育職員のうち、職務の級が給料表の1級、2級又は特2級である者に対して支給する教職調整額の額を給料月額の100分の10（現行 給料月額の100分の4）に相当する額とする。
- (イ) 指導改善研修(※1)被認定者について教職調整額の支給の対象外とし、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給の対象とする。

※1 児童等に対する指導が不適切であると認定した教員に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために行う研修（原則1年を超えない範囲）。

イ 職員の給与に関する条例の一部改正

- (ア) 教職調整額の支給の対象とならない管理職の教育職員に対する給料月額に4,000円を加算する。
- (イ) 義務教育等教員特別手当について人事委員会規則で定める校務類型に応じて支給することとともに、当該手当の支給の上限額を8,600円（現行8,000円）とする。（※2）
- (ウ) その他所要の規定の整備を行う。

※2 人事委員会規則により、一律に支給される義務教育等特別手当を1/3縮減とし、学級を担任する業務を行う者に担任手当を加算して支給する。

ウ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

- (ア) 多学年学級担当手当を廃止する。（※3）
- (イ) 教員特殊業務手当において、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務のうち児童等に対する緊急の補導業務に対して支給する手当を廃止するとともに、児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務に対する手当の金額を8,000円（現行7,500円）に引き上げる。
- (ウ) その他所要の規定の整備を行う。

※3 担任手当が支給されることを踏まえ多学年学級担当手当を廃止。

エ 施行期日

- (ア) 施行期日は、令和8年1月1日とする。
- (イ) 所要の経過措置を講ずる。

(3) 条例案に対する当委員会の判断（案）

給特法及び教育公務員特例法の一部改正に伴い、教員の処遇の改善を図るため所要の改正を行うものであり、異議はない。

◇議案第2号

選考により採用する職に係る承認について（学芸員）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県教育委員会から下記のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

記

1 申請理由

(1) 申請のあった職 学芸員（地学担当）

(2) 採用予定者数 1名

(3) 申請理由

- ・山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（以下「自然館」）において、学芸員1名が令和7年度末で退職する予定であるため学芸員の業務を担える職員を採用するもの。
- ・今回は「自然館」において、（1）山陰海岸ジオパークに係る地形・地質の調査研究、保管及び展示等、（2）歴史・文化の文献調査、山陰海岸ジオパーク推進協議会が設置する各部会への参画等、（3）「自然館」が主催する普及講座など各種事業の実施運営等の業務を行う学芸員の業務を担える職員を採用する。
- ・今回採用する職員は、鳥取県の地形・地質、古生物等に関して専門的な知識と研究する能力が必要であり、職務内容の特殊性からも教育委員会において適材を選考することとしたい。

2 採用予定日

令和8年4月1日

3 能力実証の方法

教育委員会において選考試験を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件 昭和60年4月2日以降生まれの者（40歳以下）

イ 資格・免許

大学又は大学院で、地形・地質、古生物等に関する分野を専攻して卒業（修了）、又は令和8年3月31日までに卒業（修了）する見込みの人。

(2) 試験内容

ア 第1次試験

論文審査：これまでの研究実績等に関する論文審査

イ 第2次試験

論文試験：鳥取県立博物館職員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験

人物試験：個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験

(3) 試験実施スケジュール（予定）

| | |
|----------|--------------------|
| 1月28日(月) | 募集開始 |
| 1月14日(水) | 募集〆切：第1次試験（論文）提出期限 |
| 2月3日(火) | 第1次試験合格発表 |
| 2月17日(火) | 第2次試験 |
| 2月27日(金) | 最終合格発表 |

4 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【質疑等】

委 員：論文審査は文字制限等はあるのか。

事務局：受験案内の論文作成要領にあるとおり、ワードソフトで作成し、10頁以内で項目立てをして記載すること等としている。

六 次回人事委員会の開催

令和7年1月29日(火)午前10時00分から開催することとした。